

第 1 回

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
合併協議会

会 議 録

平成 1 4 年 4 月 1 7 日開催

第1回 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

- ・日 時 平成14年4月17日(水)午後1時33分から午後2時39分
- ・場 所 国民年金健康センター 丹後おおみや
- ・出席委員
 - 1号委員 濱岡六右衛門副会長、増田桂一委員、吉岡秀男委員、有田光亨委員、吉岡光義委員、上田博之委員、本城克一委員、梅田耕之助委員、田中義男委員、行待実委員、川西俊一委員
 - 2号委員 田中春二委員、石河良一郎委員、末次祥孝委員、瀬川善磨委員、木本勇委員、川戸忍委員、平井涉委員、川村嘉徳委員、高谷己津彦委員、平井芳一委員、田中正明委員、田中一委員、植垣齋紀委員、三崎政直委員、田茂井誠司郎委員、浅田武夫委員、吉岡敏至委員、清水勇委員
 - 3号委員 櫛田恵里子委員、太田俊輝委員、養父秀是委員、石河武委員、荒田ケイ委員、沖田康彦委員、阿部智子委員、梅田和男委員、下田喜六委員、佐々木正二郎委員、戸石育代委員、梅田直一委員、植野眞知子委員、行待佳平委員、奥田圭介委員、美王恵次郎委員、川瀬明美委員、小川康則委員、加瀬康夫委員
- ・欠席委員 相見幸三委員(1号委員)、中山力委員(3号委員)

・次 第

- 1 開会宣言
- 2 あいさつ 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
副会長 網野町長 濱岡六右衛門
- 3 会長、副会長及び委員の紹介
- 4 委嘱状の交付
- 5 議 事
 - (1) 報告事項
 - ・報告第1号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会規約について
 - ・報告第2号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会幹事会設置運営規程について
 - ・報告第3号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会専門部会設置要領について
 - ・報告第4号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局規程について
 - ・報告第5号 平成14年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会予算について
 - ・報告第6号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会委員報酬及び費用弁償規程について
 - ・報告第7号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会財務規程について
 - (2) 議決事項
 - ・議案第1号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会会議運営規程について
 - ・議案第2号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会小委員会設置運営規程について
 - (3) 協議事項
 - ・協議第1号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協定項目について

(4) その他

- ・ 合併協議組織図について
- ・ ホームページの開設について
- ・ 住民意識調査について
- ・ 第 2 回協議会の開催予定について

6 閉 会

事務局

それでは、はじめさせていただきます。

本日は、委員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず、また、雨の中、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます事務局の次長をしております山内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議の開催に先立ちまして、皆様方に御報告をさせていただきます。

当合併協議会の会長は、後ほど御報告させていただきますが、規約に基づきまして、丹後町長の相見幸三様にお願いをさせていただいております。

会長におかれましては、病気療養中につきまして、本日、御欠席ということになってございますので、御報告申し上げます。

従いまして、本日は、規約に基づきまして、副会長の網野町長の濱岡六右衛門様にお願いを申し上げるといことになりますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、お配りをしております資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上に本日の席次表の、1枚ものを置かせていただいております。次に表紙に、「第1回峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会」という大きな表題をつけておりますクリップ止めの資料、少々分厚いですが、それが1部。それから最後に皆様方への委嘱状をお席に置かせていただいておりますので、御確認をいただきますようお願いいたします。

それと、本日は、初回ということでございますので、後ほど委員各位の御紹介をさせていただきます。その場合、私の方からお名前を読み上げますので、よろしければ御起立の上、一礼をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、只今から会議に移りたいと存じます。

最初に、開会宣言を行います。

濱岡副会長、よろしくお願いいたします。

濱岡副会長

それでは、只今から第1回峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会を開催いたします。

事務局

引き続き、濱岡副会長からごあいさつを申し上げます。

濱岡副会長

失礼いたします。網野町長の濱岡でございます。

この度、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会の副会長を仰せつかることになりました。どうかよろしく願いをいたします。

本日、第1回峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会が、関係者の皆様方の御理解と御協力によりまして開催できますことに対しまして、まずもって心からお礼を申し上げます。

皆様方におかれましては、この度、当合併協議会の委員として就任をお願いいたしましたところ、快く御承諾をいただきまして、また、大変お忙しい中を本日の会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素から、丹後6町の各般にわたる行政の推進に、様々なお立場から支援を賜っておりますことに対しまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、御承知のとおり、当合併協議会につきましては、私ども6町長が、各町の3月議会に提案させていただき、議決をいただきまして、この4月1日付けで設置をさせていただいたところであります。

この協議会は、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき設置するものでございまして、6町の合併に関して、その是非を含めてあらゆる事項を協議する場であります。

皆様方もよく御存知のとおり、丹後地域は、昭和の大合併から約50年が経過し、現在、少子高齢化・過疎化をはじめとして、様々な行政課題を抱えておりまして、行財政を取り巻く状況も一段と厳しくなっております。

また、長引く不況のもとで、大変厳しい状況が続いておりますが、地方自治体にとりまして、財政状況は極めて厳しい状況にございまして、国・地方を通じたの財政構造改革により、交付税や補助金等の財源確保もさらに厳しくなるものと予想しており、より一層の行政改革を進め、簡素で効率的な行政運営を推進することが求められております。

さらに、今後、地方分権が進展していく中で、私ども6町が真に自立し、主体的に各種施策を決定していく必要があり、そのため、行政組織として、職員の資質と専門性の向上をはじめとして、広域的な見地からの対応も急務となっております。

こうした様々な課題への対応の手段の一つとして、市町村合併が議論されているところでございますが、市町村合併につきましては、住民の方々の主体的な議論の上で、判断をしていただく必要があるため、合併に関しての具体的な情報を早急に提供していく必要があると考えまして、合併協議会の設置を決定したところであります。

当協議会では、6町の合併に関して、その是非を含め、あらゆる事項を協議していただくとともに、同時に、6町が合併した際、どのような新しい市をつくっていくべきかを示す建設計画を作成していくこととしております。

丹後6町も合併の問題を一つの契機として、この地域の将来の展望に向けて、住民の皆様と一緒に考えて、取り組んでいきたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、それぞれ大変お忙しい中ではございますが、地域住民の皆様の自主的かつ主体的な判断がいただけますよう、真摯な御審議と御協力を賜りますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、会議の開催に当たってのごあいさつとさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

濱岡副会長

それでは、第1回の合併協議会の開会に当たりまして、当合併協議会の会長、副会長と協議会を構成する委員の皆様方の御紹介と、委嘱状の交付をさせていただきます。事務局から、進行させます。

事務局

それでは、

お手元の1ページに資料として、この委員の名簿を付けさせていただきます。その名簿を御覧いただきながら、御説明させていただきます。

本協議会の委員は、その資料の末尾に破線で囲っておりますが、規約の第7条に定めを設けておりまして、1号、2号、3号の規定に基づいて、各委員、50名を委嘱させていただきますことにしております。

それでは、最初に、1号委員であり、また、この合併協議会の会長と副会長を御紹介させていただきます。当協議会規約第6条の規定に基づきまして、協議会の設置者であります6町長で協議をいただきまして、会長は、相見丹後町長様、副会長は濱岡網野町長様と決定されております。

なお、冒頭に申しましたように、本日は、相見会長につきましては、欠席とさせて

いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、1号委員でございますが、設置をいたしました6町の町長の皆様でございます。順に御紹介をさせていただきます。

増田峰山町長様でございます。

吉岡大宮町長様でございます。

有田弥栄町長様でございます。

吉岡久美浜町長様でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日、お集まりいただきました委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

それぞれ町ごとに、この1号から3号までの順で、お手元の席次表に従いまして、御紹介をさせていただきます。

正面に向かいます。左側の方から、峰山町の委員を御紹介させていただきます。

お名前の方は御省略させていただきます。

1号委員でございますが、上田委員でございます。

2号委員の田中委員でございます。

同じく平井委員でございます。

同じく植垣委員でございます。

次に、3号委員でございますが、櫛田委員でございます。

同じく太田委員でございます。

次に、中山委員でございますが、本日、所用のため、御欠席されておられます。

次に、大宮町の委員を御紹介させていただきます。

1号委員の本城委員でございます。

2号委員の石河委員でございます。

同じく川村委員でございます。

同じく三崎委員でございます。

次に、3号委員でございますが、石河委員でございます。

同じく養父委員でございます。

同じく荒田委員でございます。

次に、網野町の委員を御紹介させていただきます。

1号委員の梅田委員でございます。

次に、2号委員でございますが、末次委員でございます。

同じく高谷委員でございます。

同じく田茂井委員でございます。

次に、3号委員でございますが、沖田委員でございます。

同じく阿部委員でございます。

同じく梅田委員でございます。

次に、正面に向かって右側に移ります。丹後町の委員を御紹介申し上げます。

1号委員の田中委員でございます。

2号委員でございますが、瀬川委員でございます。

同じく平井委員でございます。

同じく浅田委員でございます。

次に、3号委員でございますが、下田委員でございます。

同じく佐々木委員でございます。

同じく戸石委員でございます。

続きまして、弥栄町の委員を御紹介申し上げます。

1号委員の行待委員でございます。

次に、2号委員でございますが、木本委員でございます。

同じく田中委員でございます。

同じく吉岡委員でございます。

次に、3号委員でございますが、梅田委員でございます。

同じく植野委員でございます。

同じく行待委員でございます。

次に、久美浜町の委員を御紹介申し上げます。

1号委員でございますが、川西委員でございます。

次に、2号委員でございますが、川戸委員でございます。

同じく田中委員でございます。

同じく清水委員でございます。

次に、3号委員でございますが、奥田委員でございます。

同じく美王委員でございます。

同じく川淵委員でございます。

最後に、京都府の委員を御紹介申し上げます。

小川委員でございます。

加瀬委員でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、ただいま御紹介させていただきました委員の皆様方への委嘱状の交付を執り行わせていただきたいと思います。本来でございますと、皆様方、お一人お一人に委嘱状を交付させていただくべきところではございますが、時間の都合もございまして、代表の方1名に交付ということで、その他の皆様方につきましては、席上配布で、御了解をいただければと存じます。

それでは、只今から峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会委員の委嘱状の交付を行います。

委嘱状の交付は濱岡副会長が行います。

委員は、お名前をお呼び申し上げますので、正面にお進みいただきますよう、お願い申し上げます。

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会委員

峰山町 櫛田恵里子様

濱岡副会長

委嘱通知書

櫛田恵里子様

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会委員に委嘱します

平成14年4月1日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会長 相見幸三

事務局

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、当合併協議会委員への委嘱状の交付を終了させていただきます。

濱岡副会長

それでは、ここで、4月7日の選挙で当選され、京都府の新しい知事となられました山田啓二様から、当合併協議会の第1回の開催に当たりまして、祝電をいただいておりますので、事務局から披露させていただきます。

事務局

祝電の御披露を申し上げます。

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会が第1回の会議を開催されますことを、心よりお喜び申し上げます。貴協議会の活動を通じ、今後、住民の皆様の思いや英知を幅広く結集され、丹後地域の将来像を探る大きな視点から、実りある論議が活発に展開されますことを御期待申し上げます。

丹後の未来に向け、各委員の皆様のさらなる御活躍をお祈り申し上げます。

京都府知事 山田啓二

以上です。

事務局

それでは、只今から議事に移りたいと存じます。

本日は、規約第10条第2項の規定等によりまして、副会長が議長を務めていただきます。

それでは、濱岡副会長、よろしく願いいたします。

濱岡副会長

それでは、本日の議長を務めさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

次第に従いまして、進めさせていただきます。

まず、「報告第1号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会規約について」事務局から報告を願います。

事務局

それでは、「報告第1号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会規約について」説明させていただきます。

資料の2ページから4ページに整えてございます。

当合併協議会の規約でございますが、6町の去る3月議会におきまして、当協議会の設置議案とともに提案され、御議決を受けたものでございます。

この規約は、3ページの中ほど少し上のところに第3条がございます。そこに協議会の任務というものを定めておりますほか、当協議会の基本となります事項を定めたものでございます。

以上でございます。

濱岡副会長

それでは、「報告第1号 6町合併協議会の規約について」は、御確認いただきますようお願いいたします。

それから、何度も6町の名前を申し上げているんですが、以後、6町合併協議会と言わせていただきますので、御理解をいただきます。

次に、「報告第2号 6町合併協議会幹事会設置運営規程について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、今の議長の指示に従いまして、6町ということで、以降、説明させていただきます。

「報告第2号 6町合併協議会幹事会設置運営規程について」御説明をさせていただきます。

資料の5ページ、6ページを御覧いただきます。

今、御確認いただきました規約第14条の規定に基づきまして、協議会に提案する事項について、協議または調整するため、幹事会を設置することといたしております。各町の助役、合併担当課長などで構成する組織を設置することとして、その必要な事項を定めたものでございます。

なお、7ページに、幹事会名簿を添付いたしておりますので、御覧おきいただきますようお願いいたします。

以上であります。

濱岡副会長

報告第2号につきましては、以上のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、「報告第3号 6町合併協議会専門部会設置要領について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、「報告第3号 6町合併協議会専門部会設置要領について」御説明させ

ていただきます。

資料の 8 ページから 10 ページにございます。

只今の幹事会設置規程第 7 条の規定に基づきまして、協議会に提案する事項を専門的に協議、調整するため、専門部会を設置することといたしております。専門部会は、6 町のそれぞれの事務等の担当課長で構成いたしております。第 3 条に記載している部会を設置することといたしております。この専門部会において、必要な資料を調整し、この後また御議決いただきますが、小委員会で協議を進めていく上で、事務上の補佐を行うという位置づけの組織でございます。

11 ページから 14 ページに専門部会の名簿をお付けいたしておりますので、御覧おきいただけたらと思います。

以上でございます。

濱岡副会長

報告第 3 号につきましては、以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

次に、「報告第 4 号 6 町合併協議会事務局規程について」事務局から説明を願います。

事務局

それでは、「報告第 4 号 6 町合併協議会事務局規程について」御説明申し上げます。

資料の 15 ページから 20 ページに付けさせていただいております。

当合併協議会規約第 13 条の規定によりまして、協議会に事務局を設置するものでございまして、この 4 月 1 日に発足をさせていただいております。事務局の事務分掌をはじめ、必要な事項を規定いたしておる条文でございます。

なお、事務局の所在地は、この隣町の峰山町字堺 29 の元峰山郵便局の跡に設けておりまして、協議会に係る様々な資料の作成・収集事務及び会議の開催の庶務事務等を行っております。

以上でございます。

濱岡副会長

報告第 4 号につきましては、以上のとおりでございますので、よろしく願いいた

します。

次に、「報告第5号 平成14年度6町合併協議会予算について」事務局から説明を願います。

事務局

それでは、「報告第5号 6町合併協議会予算」につきまして、御説明申し上げます。

資料は、21ページから28ページでございます。

当合併協議会の予算につきましては、本来ですと、年度開始前にお示しすべきところではございますが、初年度であること、また、4月1日に立ち上げるという特殊事情もございましたので、6町長で協議をいただきまして、編成をさせていただきました。

24ページをお開きいただきますと、まず、上段でございますが、歳入につきましては、各町から1,000万円ずつの負担金をお願いいたしております、加えて京都府から600万円の助成を見込んでおります。従いまして、歳入合計として、6,600万円を組ませていただいております。

一方、下段、歳出でございますが、事業費といたしまして、調査研究費、広報啓発費などのために3,780万2,000円を、それから、この協議会、それから後ほど開催していただきます小委員会の開催経費などの会議費等を含んでおります事務局費といたしまして、2,775万9,000円を。最後に予備費として43万9,000円、合計としまして、6,600万円を組ませていただいております。

以上でございます。

濱岡副会長

報告第5号につきましては、以上のとおりでございます。よろしく願います。

次に、「報告第6号 6町合併協議会委員報酬及び費用弁償規程について」事務局から説明を願います。

事務局

それでは、「報告第6号 6町合併協議会委員報酬及び費用弁償規程について」御説明申し上げます。

資料の 29 ページ、30 ページでございます。

この規程につきましては、委員の皆様方が会議等のために出席される場合の報酬といたしまして、1日当たり6,000円の報酬をお支払いさせていただくことといたしております。また、交通費などの関係もございますので、費用弁償といたしまして、同じく1日当たり500円をお支払いさせていただくということにしております。

なお、協議会の用務でこの6町以外に出張をされる場合などにつきましては、事務局が所在しております峰山町の旅費条例等に準じてお支払いをさせていただくということで規定をさせていただいております。

また、この報酬等の、実際のお支払い方法につきましては、誠に勝手ではございませんけれども、開催をした後日、口座振替によりましてお支払いをしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

濱岡副会長

報告第6号の当協議会の委員等に関する報酬及び費用弁償に関する規程につきましては以上のとおりですので、よろしく願いいたします。

次に、「報告第7号 6町合併協議会財務規程について」事務局から説明を願います。

事務局

それでは、「報告第7号 6町合併協議会財務規程について」御説明申し上げます。資料の31ページ、32ページでございます。

この規程は、当協議会の財務に関して必要な事項を定めたものでございまして、まず、第2条によりまして、会長が毎年度の歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るということとなっておりますが、本年度につきましては、先ほど申し上げましたとおりということで、先に決めさせていただいております。

また、決算につきましては、第7条の規定に基づきまして、会計年度終了後、今年度ですと、15年3月31日で終了しますが、そこでもって決算書を作成しまして、その後、この会議でもって認定を受けることとさせていただいております。その他、所要の事項の規定がございます。

なお、協議会の出納に係る監査は、協議会規約第16条の規定によりまして、6町の監査委員の中から2名を委嘱し、協議会の監査委員となっていただくということに

なっておりますので、33ページに参考ということで記載させておりますが、峰山町の松本監査委員及び網野町の・柴監査委員にお願いすることといたしております。

以上でございます。

濱岡副会長

報告第7号について、よろしくお願いいたします。

以上が、報告事項でございます。

引き続きまして、議決事項に移らせていただきます。

「議案第1号 6町合併協議会会議運営規程について」説明させていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、「議案第1号 6町合併協議会会議運営規程について」御説明申し上げます。

資料の34、35ページをお開き願います。

この規程は、この協議会の会議の運営に関して必要な事項を定めるものでございます。

まず、第2条におきまして、基本方針といたしまして、会議の運営に際しては、町民の意見の反映と、公平・公正な協議の推進に努めなければならないと規定を設けさせていただいております。

これに基づきまして、第7条におきまして、協議会は公開するものとしたし、第8条におきまして、傍聴することができることといたしております。また、第9条におきまして、会議の会議録を調製・公表することといたしております。

また、第3条におきまして、議長が、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならないと規定しておりますほか、第4条で、会議の計画的な開催を規定いたしております。

会議の進行につきましては、第6条におきまして、全会一致をもって進めることを原則といたしております。ただ、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めることといたしております。

今後の運営にかかる重要なものでございますので、御議決、よろしくお願い申し上げます。

以上、第1号議案の概要でございます。

濱岡副会長

只今御説明させていただきました議案第1号について、御承認いただけるでしょうか。如何ですか。

(「異議なし」の声)

濱岡副会長

ありがとうございました。

それでは、6町合併協議会会議運営規程につきましては、御承認をいただきました。本日は、当会議の取扱について、御協議をしていただいておりますので、会議の公開と傍聴についても実施してはおりませんが、次回から、この規程に基づきまして、会議の公開と傍聴の取扱を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次の議案に移ります前に、会議の運営に関わる申し合わせを行いたいと存じますので、事務局から説明をさせます。

事務局

失礼いたします。今の議案の35ページの次に、2枚ものの資料をお付けいたしておりますが、それに基づきまして御確認をいただければと存じております。

6町合併協議会会議運営申し合わせ事項といたしまして、先に幹事会におきまして協議をし、本日、お示しさせていただいておりますが、只今、御議決いただきました会議運営規程第4条によりまして、まず、1点目といたしまして、「会議の定例開催」を行うこととさせていただき、原則としまして、隔月、2カ月に1回でございますが、第4水曜日の午後1時半から開催させていただくということで取り決めたいと思います。あくまで原則ということでございますので、協議の進行状況等によりまして、月を連続して開催させていただくような場合もあろうかと存じますが、ここでは、原則の申し合わせとしてお願いをしたいと思っております。

また、開催場所につきましては、6町の持ち回りとし、各町の町民の方々に公平に傍聴いただき、議論を深めていただけるよう、順番に開催させていただきたいと存じております。

次に、2点目といたしまして、「傍聴の取扱について」でございます。傍聴の取扱につきましては、6町の議会の傍聴人の取扱に準じるということで定めさせていただきます。

きたいと思いますが、定員につきましては、会場が6町の持ち回りということもございますので、会場地の都合により、議長が定めることといたしたいと存じております。また、傍聴の制限等につきましては、ここに記載しているとおりでございますが、おおむね各町の議会の例に準じております。

次に3点目といたしまして、「会議録の公開について」でございます。協議会の会議録につきましては、次回の協議会の会議以降に、委員の皆様方の承認を得た上で、会議の全文を公開することとしたいと考えております。従いまして、本日の会議につきましては、次回の開催の冒頭で御承認をいただければ、即刻、公開をしたいと思っております。

一方、速やかに町民の方々にこの協議の内容をお知らせする必要があるがございますので、会議の概要版、概要のまとめを私ども事務局において作成いたしまして、当日の配布資料とともに、できる限り早く協議内容を、後ほど御報告申し上げますが、インターネットのホームページを開設したいと思っておりますので、こういった伝達手段や協議会だより等を通じまして公開させていただきたいと存じております。

また、4点目といたしまして、「会議資料の取扱について」であります。傍聴者に対しまして、当日、閲覧用に1部用意をしたいと思っております。また、協議会の配布資料につきましては、後日、協議会のホームページ等で公開をすることとし、協議会の開催日の翌日から、6町の役場におきまして、閲覧ができるようにしたいと思います。

さらに、配布資料のコピーの申し出があった場合は、各町の閲覧場所におきまして、各町の規程に基づき、各町で実費を徴した上で配布することとしたいと考えております。

濱岡副会長

以上、「会議運営の申し合わせ事項」としたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、「議案第2号 6町合併協議会小委員会設置運営規程について」説明させていただきます。事務局から説明をさせていただきます。

事務局

それでは、「議案第2号 6町合併協議会小委員会設置運営規程について」御説明申し上げます。

資料の36ページから38ページでございます。

当合併協議会規約第11条の規定に基づき、協議会に小委員会を設置することとし、必要な事項を定めたものでございます。

小委員会の所掌事務について、第2条において、「規約第3条に掲げる協議会の任務の一部について、専門的に調査審議等を行うこと」としております。

また、小委員会の編成は、第3条において示しておりますとおり、「総務・企画・議会小委員会、住民・福祉・教育小委員会、建設・産業小委員会及び新市建設計画策定小委員会の四つの小委員会を設置すること」とし、それぞれの定員を定めております。

小委員会は、各協議会委員が分散して参画していただくこととしておりますが、その所属につきましては、この規定の第3条第2項により、会長が指名することとしております。

それぞれの小委員会の事務分掌につきましては、38ページの別表のとおりでございます。

以上であります。

濱岡副会長

只今の「議案第2号 6町合併協議会小委員会設置運営規程について」であります
が、御承認いただけますでしょうか。

吉岡光義委員

二つ質問しておきたいと思っております。ここに座っておるので、何か言いにくい
なあとと思うんですけども、一委員だろうというふうに思っております。

総務・企画・議会小委員会の中で、それぞれの町で共通した事項はここで討議して
もらったらいと思うんですけども、それぞれの町独自の課題があると思うんです
ね。その課題はここで世話になれるんですかと。うちだったら、うちだけの課題と、
6町に共通せんうちだけの課題を持っておりますので、その課題はどこで世話になれ
るんですかということをお答えください。

もう1点、39ページの方で、それぞれの委員さんが決まっておるわけでありませ
けれども、せっかく女性の委員さんが6名出られます。これを見させてもらいま
すと、住民・福祉・教育小委員会に集中しておりますね。私は、それぞれの委員会に、
それぞれ女性の委員さんが分散して所属される方がベストではないかなという意見を

持っておりますので、そこの経過をお聞かせ願ったらと思っております。

この中に座っておって悪いですが、お願いをいたします。

事務局

それでは、一つ目の御質問について、お答えさせていただきます。

今のここに書かせていただいております項目について、それぞれの小委員会の所掌事務ということになるわけですが、6町ございますので、それぞれの個別の課題というものもあろうかと存じます。各小委員会の下部組織として専門部会、先ほど御報告申し上げましたが、専門部会でいろいろと御議論をしていただきまして、それぞれの小委員会の方に持ち上げる中で、いろんな事情が出てまいりと思えます。その場で御議論いただきまして、最終的には、この本協議会本体でもって御議論をいただきます。各小委員会で中味が解決しないものも、当然、出てこようかと存じます。そういったケースをこの場で、皆様方の貴重な御意見をいただいて、物事を進めていくということで進めたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の質問で、実は、この議事の進行の中で言いますと、現時点では、まだ会長の方から委員さんの小委員会への所属の指名が行われておりませんので、正直申し上げにくいところではございますけれども、各委員さんを委嘱いただく中で、それぞれの町の中でいろいろと御相談をいただき、また横の御相談もあったかと、事務局としては承知をいたしております。

以上でございます。

濱岡副会長

吉岡町長の方から御質問もあったんですが、このように御決定をいただいておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

末次祥孝委員

網野町の末次と申しますが、38ページの中で、総務・企画・議会小委員会の中で、5番目に「議会議員の定数及び任期の取り扱い」についても議論するという事になっているんですが、通常で、我々議員として考えるならば、そのところまで、当然、議会として決める部分ではなかろうかなというふうな判断をするわけですが、その点でちょっと、こういう考え方でここへ入れているという部分がありましたら、御説明

を願いたいというふうに思いますが。

事務局

御説明申し上げます。

この後に協議第1号で、それぞれこの場で協議いただく項目の中で、今の「議員の方々の任期、定数について」御議論をいただくというふうになっております。ただ、協議会の下部組織として小委員会を設けております関係もありまして、他の先行されている事例等の御議論もいろいろ資料提供もさせていただきますので、その事務を所掌するところが全くなく、本会議に直接出てくるという形も事務的には如何なものかということもございましたので、この場所をお願いをしようということで設けさせていただいております。ただ、実際に、この本当の部分のところを御議論いただきますのは、やっぱり独立されておられます議会の方が順当かと思っておりますので、その点はわきまえて事務は進めたいと思っております。

以上でございます。

濱岡副会長

よろしいですか。

御質問が出ましたので、ございましたら。よろしいですか。

議案第2号につきまして、御承認いただけますか。

(「異議なし」の声)

濱岡副会長

それでは、御承認いただいたということで、次に進めさせていただきます。

事務局

それでは、もう先に見ていただきましたので、申しわけございませんが、39ページに会長が指名します小委員会の所属委員の名簿を添付させていただきましたので、御覧おきいただきますようお願いいたします。

なお、新市建設計画策定小委員会につきましては、各町の議長さんと、学識者の1名の方につきましては、他の三つの小委員会と兼務をいただくということになりますので、よろしく御願い申し上げます。

また、本規程の第4条におきまして、「小委員会は、随時開催すること」といたしておりますが、本日の協議会の終了後、初回ということで、各小委員会に分かれまして、第1回の小委員会を開催いたしたいと存じておりますので、長時間にわたりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、只今御承認いただきました「小委員会設置運営規程についての申し合わせ」を、先ほどの協議会の本体と同様にお願いをしたいと存じます。

39ページの名簿の次に、1枚ものの資料をお付けいたしておりますので、御確認いただきたいと思いますのですが、まず、その第1点目といたしまして、会議の開催でございますが、開催の場所は、原則といたしまして、できますれば、各小委員会の正副委員長の選出されました町で、交互に開催をしていただければというのが1点目でございます。

ただし、新市建設計画策定小委員会につきましては、この計画が住民の方と非常に密接なものがございまして、従いまして、計画をより身近なものとしていただきますために、6町の持ち回りということをお願いいたしたいと思っております。

2点目ですが、「傍聴の取扱」です。小委員会の傍聴につきましては、その都度、委員長が許可することとしていただきまして、公開をしていきたいと存じます。その他につきましては、先ほどの協議会の会議運営申し合わせ事項と同様でございます。

3点目といたしまして、小委員会の会議の中味の公開についてであります。協議会は、ある程度の幅を持ってさせていただきますけれども、この小委員会につきましては、開催の頻度が相当高いと思われるので、事務局におきまして、概要版を作成し、それを公開することといたしたいと存じます。それと併せて、できる限り、早く公開する方が適切かと存じますので、協議会のホームページなどで公開をしたいと思っております。

また、4点目といたしまして、小委員会に配布いたしました「資料の取扱について」でございますが、協議会と同様、傍聴用に1部準備し、後日、ホームページで公開いたしますとともに、6町の役場におきまして、小委員会の開催日の翌日から閲覧できるようにさせていただきますと思っております。併せて、コピーの申し出がある人につきましては、各閲覧場所におきまして各町の規程に基づきまして、実費を徴した上で配布をするということにさせていただきますと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

濱岡副会長

「小委員会会議運営事項申し合わせ事項」について説明をさせていただきましたが、よろしく願いいたします。

以上が、議決事項でございます。引き続き、協議事項に移りたいと思います。

それでは、「協議第1号 6町合併協定項目について」事務局から説明を願います。

事務局

それでは、「協議第1号 6町合併協定項目につきまして」御説明をさせていただきます。

40ページの表紙に続きまして、41ページにその項目の案をお示しさせていただいております。

1番から5番までが基本的協定項目といたしたいと存じまして、合併の方式、期日等、五つの項目でございます。

次に、先ほども御質問がございましたが、議会議員の定数、任期の取扱等を含めまして、合併特例法に規定されております項目につきまして、6番から9番までの4項目の御議論をお願いしたいと思っております。

さらに、その他の必要な協定項目といたしまして、10番から21番まで、細目がさらにございますけれども、12の大項目を挙げさせていただいております。今後、この項目を御協議いただくこととなりますけれども、協議が進みます中で、若干の修正等が生じる可能性があるかと存じます。本日は、この項目を原案といたしまして御確認をいただき、今後、継続して協議をいただきたいということで、協議題として挙げさせていただきました。

以上でございます。

濱岡副会長

只今の協議第1号につきまして、原案としての確認としていただけますでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

濱岡副会長

それでは、「協議第1号 6町合併協定項目について」原案を確認していただきま

した。

今後は、これを基として協議会を重ねていただくことといたします。

それでは、その他の項目について、事務局から説明を願います。

事務局

お疲れのところ、今しばらくお願いをいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

資料の42ページ、43ページでございます。

特に43ページのところに、これまで報告、御議決をいただきました各組織を1枚にまとめさせていただきますして、事務的に設けております分科会まで入れました組織図をお示しさせていただきます。この流れの中で、これから部会、分科会をもちまして、事務的な資料、各委員の方々から求められました資料の作成等を行い、小委員会、それからこの本協議会で御議論をいただくという順で、協議をお願いをいたしたいと存じます。

なお、この分科会につきましては、協議が進む中で、その審議の状況に応じまして、再編、創設等を進めていきたいと存じますので、現時点での組織形態ということで御理解をいただきたいと存じます。

次に、44ページでございますが、合併協議会のホームページの開設ということで、44ページの次に、カラーの資料をつけておりますので、御覧いただけますでしょうか。先ほどまでの申し合わせをいただきました事項を、それぞれ速やかに町民の方に公開をしていく一つ的手段といたしまして、インターネットを利用したホームページを利用したいと思っております。まだ、事務局ができ上がって本日でようやく17日目ということで、なかなか前に進んでおりませんで、大変御迷惑をかけておりますが、現時点での案でございますして、今後、微修正等をさせていただきますことになろうかと思っておりますが、概ねこういった形でもって、これを入口にして公開をしていきたいと存じます。できますれば、今月中に開設をいたしまして、本日の協議の概要及び配布資料を公開することを眼目に、最初のスタートをさせていただけたらと思っております。

それから、次でございますが、項目だけ御提示させてもらっております45ページでございます。これにつきましては、本日は資料の用意ができておりませんので申しわけございません。住民の意識調査の実施ということを事務的に、今後させていただきますことと御報告を申し上げたいと思っております。この意識調査につきましては、この協議会の議論のための資料という位置付けでありますし、それから、小

委員会の方で御議論いただきます新市建設計画の委員会の計画の中にも、住民の方々の御意向、それから御要望等、いろいろ記載していかなければならないこともございますので、そういった不可欠なものと考えておりますので、できますれば、5月に意識調査を実施させていただけたらと思っております。そのつもりで今準備を進めておりますので、また、御報告を申し上げます。

これにつきましては、相当取りまとめとか、分析等に時間を要しますので、この後御議論いただきます次回の協議会で出来れば報告をしたいと思っておりますが、できなければ又改めて報告する機会を設けさせていただくというようなことで進めたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

濱岡副会長

以上、4点について、御理解いただいたでしょうか。何かございましたら、御質問願います。

事務局

議長、もう一つ最後に、次回の本協議会の日程の調整をさせていただけたらということをお願い申し上げたいんですが、最後の46ページに、次回、協議会の開催の予定を御提案させていただきます。

先ほどの申し合わせに従いまして、隔月の第4週目の水曜日ということをお願いをしたいと存じておりまして、今回は、平成14年6月26日水曜日、1時半からということで開催をしたいと存じますので、御日程の方をよろしく願いしたいと存じます。

併せまして、本日は大宮町のお世話になりまして、この大宮町で第1回目を開催させていただきましたが、今回は、峰山町でお世話になり、その後、順次、網野、丹後、弥栄、久美浜という順序でお世話になればと事務的には考えておりますので、よろしく願いをしたいと存じます。

なお、開催についての住民の方々への周知、それから皆様方への正式な通知というのは、開催の1週間前頃を目途にさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

濱岡副会長

何かございますか。

ないようでございますので、それでは、本日、用意させていただきました議事はこれで全てであります。全体を通じて、特に御質問等ございましたら、お受けいたします。

行待佳平委員

第2号議案だったと思いますけれども、小委員会の設置運営の規程の申し合わせ事項の中で、資料について、各小委員会もそれぞれ公表されるということなんですけれども、我々委員については、各小委員会に入るわけですけど、他の委員会の資料はというふうになるかということ、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

事務局

各小委員会に所属されない委員の方に、他の委員会の資料はどうかということでございますね。当日は大変申しわけないですけども、多分、お渡しできないかと存じますが、出来ますれば、他の小委員会の資料につきましても、本日、こういう御提案がございますので、各委員の皆様方には御配布をさせていただくように、我々の方で準備をしたいと存じます。若干の遅れは御了承いただきたいとは存じますが、公開までには間違いなくお届けさせていただきたいと存じます。閲覧との関係で、ずれがあって申しわけないんですが、その点だけ御了承いただければと思います。

以上でございます。

濱岡副会長

よろしいですか。

梅田直一委員

少し細かい質問なんですけど、ホームページについて、これを見ていると、アクセスカウンタはどうなっているのかということと、それから、ホームページ用に、もしも何か住民からの意見があれば、それを書き込むことができるようなことになっているのかどうか、事務局の方に御質問をいたします。

事務局

現時点のものでございまして、大変不備なものをお示ししておりますので、概ねのデザインだけ御確認いただけたらということで、本日、お見せいたしておりますけれども、今の御提案につきまして、他の法定の合併協議会のものを見させてもらっていると、アカウント、何人、そのホームページを覗いたかというものをカウントしているようになってございますので、そういう方向で検討したいと思っております。

それから、住民の意見の書き込みの問題ですが、いろいろ自由な意見をお書きいただく場所になるということになります。と、この場所で失礼な言葉を使いますけれども、誹謗中傷ということも中にはあって、管理するということが非常に難しい部分がございます。御提案の趣旨は十分理解をしておりますので、その点も加味して、どういう手法がとれるか、今後、作成する中で研究をしてみたいと考えております。ただ、今申しましたように、このホームページというものの記載の部分は、非常にデリケートな分もございますので、その点だけは御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

濱岡副会長

ほかにございませんか。

瀬川善磨委員

丹後町の瀬川です。1点だけ、確認させていただいておくのですが、傍聴の取扱いについて、原則として、6町の議会の傍聴人の取扱いに準ずるということなんですが、これは、各議会の傍聴の取扱いに準じて傍聴をさせるということかということと、それから、事務局というのは、これは、法定協議会の事務局なのか、それとも、各町の事務局なのかと、その点を確認させていただきたいと思えます。

事務局

質問の2点目の事務局の質問にお答えさせていただきます。

いずれの町の町議会の本会議場にも傍聴席が設けられているかと存じますが、それぞれ、この場所では、本日は濱岡町長にお願いしておりますけれども、各議長が、その場所の取り仕切りをしていただいて、人数を決めていただき、傍聴していただくようにさせていただくということで、一応、各町の議会の規程を見させていただきまして、それに準じた取扱いをさせていただきたいと存じております。

その流れの中で、議会におけます事務局という意味合いを持って、表現をさせていただいて、見づらいかと思いますが、私ども事務局が、議長（＝協議会会長）、それから、小委員会の委員長、当然、正副になろうかと思いますがけれども、御相談をさせていただいて、例えば、入場できる数が今日ですと20人程度は十分入れるぐらいの場所があるのかなと。そこに30人ほどお見えになった場合に、例えば、傍聴券をお配りするために、抽選を行うとか、そういった事務は私どもの方でさせていただくというような趣旨での事務局の意味で、ここに記載をさせていただいております。

以上でございます。

濱岡副会長

よろしいですか。ほかに何かございますか。

末次祥孝委員

すみません、先ほどの件も踏まえてですが、やはり議会そのものは別の機関というふうに我々感じておりますし、その中で、皆さん一緒に協議することは結構かと思いますが、その点の配慮を今後ともよろしくお願いしたいというふうに思うわけですね。例えば、事務局職員につきましても、一応、行政からの出向職員という扱いも各町されておられると思いますし、議会の議員の方が全然様子がわからないと。どういう形でやられているかということがわかりにくいということは困ると思うんです、どこの議会でも。だから、その点の御配慮を、今後とも、十分配慮していただいていると思いますが、引き続いて御配慮を願えるように、お願いしておきたいと思います。

事務局

只今の議会の各議員の先生方が、この協議会の中味、進行がどのようになっているか常に知っておきたいという観点、それと、もう一つは、やっぱり議会というものの独立性をきちっと担保していただきたいというような御趣旨だったかと存じます。まだ何分、あまり全国的にも例のない中で、こういう法定協議会を進めておりますので、いろいろと工夫をしながらさせていただきますので、只今の御意見は、貴重なものとして、我々やっていきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

濱岡副会長

よろしいですか。ほかにございますか。

ないようでございますので、それでは、これで、第1回峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後2時39分